

EBPMの分析レポート (生活困窮者自立支援制度の効果検証)

令和4年4月11日

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）は、令和元年12月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（令和元年8月27日）及び同工程表（令和元年10月8日）に基づき設置され、統計利活用の促進及び若手・中堅職員の統計データに係る分析手法の習得等を主たる目的としているものである。

本レポートは、プロジェクトチームにおけるEBPMの分析結果を取りまとめたものであり、事業所管部局の公式見解を示すものではないことに留意が必要である。

【ポイント】

- 生活困窮者自立支援制度は平成27年4月から施行され、福祉事務所設置自治体を実施主体として、必須事業として自立相談支援事業及び住居確保給付金、任意事業として就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、及び認定就労訓練事業等が実施されている。各事業の実施による就労者数や増収者数への効果について、固定効果を入れた重回帰分析の考え方を用いて、全国の福祉事務所設置自治体別の事業実施件数と就労者数・増収者数との関係に注目して分析した。
- 同制度のアウトカムの一つである就労に対しては、必須事業である自立相談支援事業における就労支援の効果が有意であったほか、任意事業である一時生活支援事業の効果も有意であった。また、遅効性のある事業について検証すると、任意事業である就労準備支援事業を実施した翌年度に就労者数の増加が確認できた。

(問合せ先)

厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室

政策企画官（プロジェクトチーム長） 戸田 淳仁【直通】03-3595-2643

EBPM推進チーム事務局

【直通】03-3595-2160

1. はじめに

(本レポートの目的)

本レポートは、EBPM (Evidence Based Policy Making) の観点から、生活困窮者自立支援制度の各事業が就労者数や増収者数を増加させる効果の有無を検証することを目的とする。

(生活困窮者自立支援制度に係る基本的な考え方)

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、平成27年4月から施行されている。

本制度創設の目的は、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加している中で、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至ることのないようにすることである。主な対象者は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者である。

本制度のめざす目標として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が挙げられる。

まず、本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援することとしている。本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援し、また、生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

さらに、本制度では、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくこととしている。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築することを、本制度では目指している。

このように、生活困窮者の課題は多様で複合的であるため、「制度の狭間」に陥らないよう広く受け止め、就労の課題、心身の不調などの多様な問題に対応できる包括的な支援が求められる。加えて、生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じた、個々人の状況に応じて適切な支援や、早期の生活困窮者の把握、本人の段階に合わせた切れ目のない継続的な支援、きめ細かい支援のために、地域を主役に、国と自治体、官と民、民と民が協働する分権的・創造的な支援体制の構築が必要となる。平成30年10月に施行された改正生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の自立支援の基本理念として、「生活困窮者の尊厳の保持」や「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援」、「地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備」を明確化するとともに、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事業として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示し、生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間に共有することで、適切かつ効果的な支援を展開し

ている。

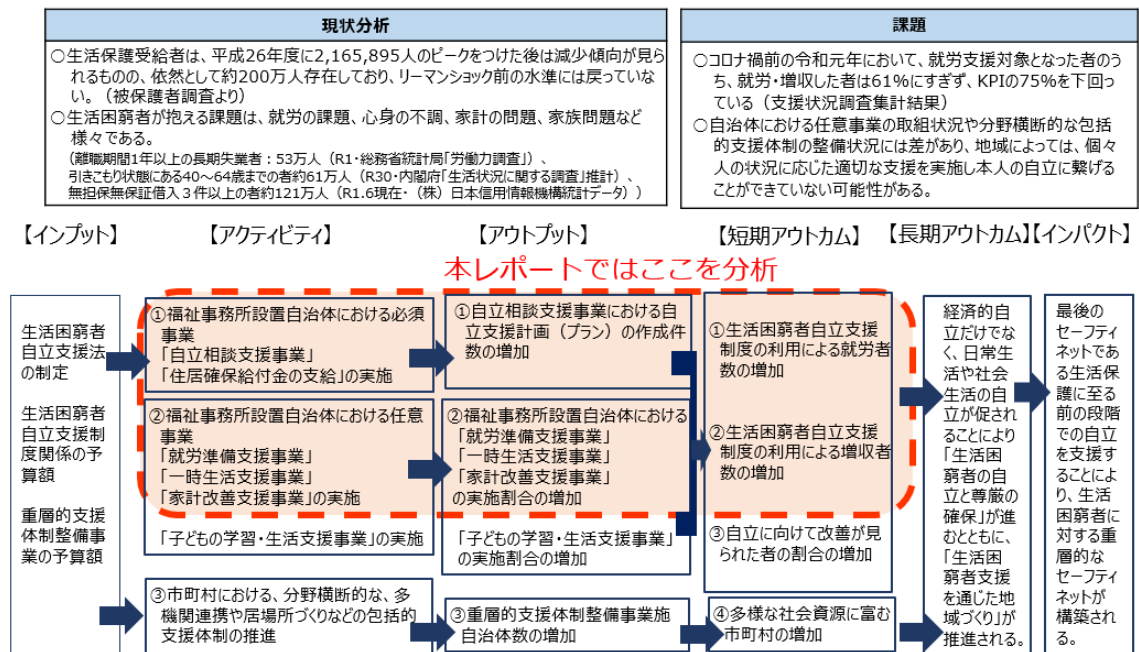
本制度では、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築している。本制度のうち、支援の核となる自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口であり、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」（以下「プラン」という。）を作成するなどの支援を行っている。この他、個人の状況に応じて各種の事業による支援が提供されるが、地域の実情に応じて行すべき事業や優先度は異なるため、自立相談支援事業と住居確保給付金以外の事業については任意事業（実施が自治体の任意）とされている。

（生活困窮者自立支援制度に係るロジックモデル）

生活困窮者自立支援制度に係る現状分析及び課題並びに施策により期待される成果（アウトカム、インパクト）をまとめると、図表1のロジックモデルのようになる。

生活困窮者自立支援制度に係る施策のアクティビティとして、①から③の3つを挙げているが、以下では、本レポートの内容に関連する①「福祉事務所設置自治体における必須事業『自立相談支援事業』『住居確保給付金の支給』の実施」、②「福祉事務所設置自治体における任意事業『就労準備支援事業』『一時生活支援事業』『家計改善支援事業』」を中心に説明する。

図表1 生活困窮者自立支援制度に係るロジックモデル



「自立相談支援事業」は、本制度の基本理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に包括的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいてプランを策定し、関係機関との連絡調整などを行うものである。「住居確保給付金の支給」では、離職等により住居を喪失した、又はそのおそれのある生活困窮者に対し家賃相当額を支給する。

このほか、福祉事務所設置自治体が地域の実情に合わせて支援を提供できるよう、以下の任意事業を設けている。まず、就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で行う「就労準備支援事業」。次に、住居のない又は住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う「一時生活支援事業」。生活困窮者に対して、家計の収支状況の適切な把握や家計改善の意欲を高める支援、貸付けのあっせん等を行う「家計改善支援事業」などである。

なお、生活困窮家庭の子どもやその保護者に対して、学習の援助や生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」については、家庭全体を支援する事業ではあるものの、子どもを主眼とする事業であるため、今回の分析から除いている。

アウトプットである生活困窮者自立支援制度の各事業の実施件数や短期アウトカムである就労者数及び増収者数には一定の実績がある一方で、各事業の実施状況には地域ごとに顕著な差がある。そのため、自治体ごとの件数差を利用して、各事業の政策効果を検証することができる。

(本レポートの以下の構成)

本レポートでは、上記のように自治体によって各事業の実施件数が異なっていることを利用することで、図表1のロジックモデルで図示しているように、本制度のアウトカムの一部である就労者数や増収者数が、各事業の実施により増加しているかを検証する。

次節においては、分析に使用するデータについて紹介する。第3節においては、分析で用いる固定効果モデルの説明を行い、第4節において分析の結果を紹介する。第5節に結論と今後の課題をまとめる。

2. 分析に使用するデータ

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度における支援状況を把握するための調査を行っている（生活困窮者自立支援制度における支援状況調査。以下「支援状況調査」という。）。この調査では、生活困窮者自立支援制度が創設された平成 27 年度からの各年度において、各自治体が新規に相談を受け付けた件数、各事業の実施件数、支援した者のうち就労した者の数及び増収した者の数が把握できる。今回の分析においては、図表 2 に掲げる生活困窮者自立支援法に基づく事業及び生活福祉資金貸付事業を分析対象とする¹。

図表 2 分析対象とした事業の概要

事業名	概要	備考
自立相談支援事業 (就労支援)	生活困窮者の様々な課題に包括的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいてプランを策定し、関係機関との連絡調整などを行う	必須事業
住居確保給付金	離職により住居を喪失した、又はそのおそれのある生活困窮者に対し家賃相当額を支給する	必須事業
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で行う	任意事業
家計改善支援事業	家計の収支状況の適切な把握や家計改善の意欲を高める支援、貸付けのあっせん等を行う	任意事業
一時生活支援事業	住居のない又は住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う	任意事業
認定就労訓練事業	直ちに一般就労することが難しい人のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する	任意事業

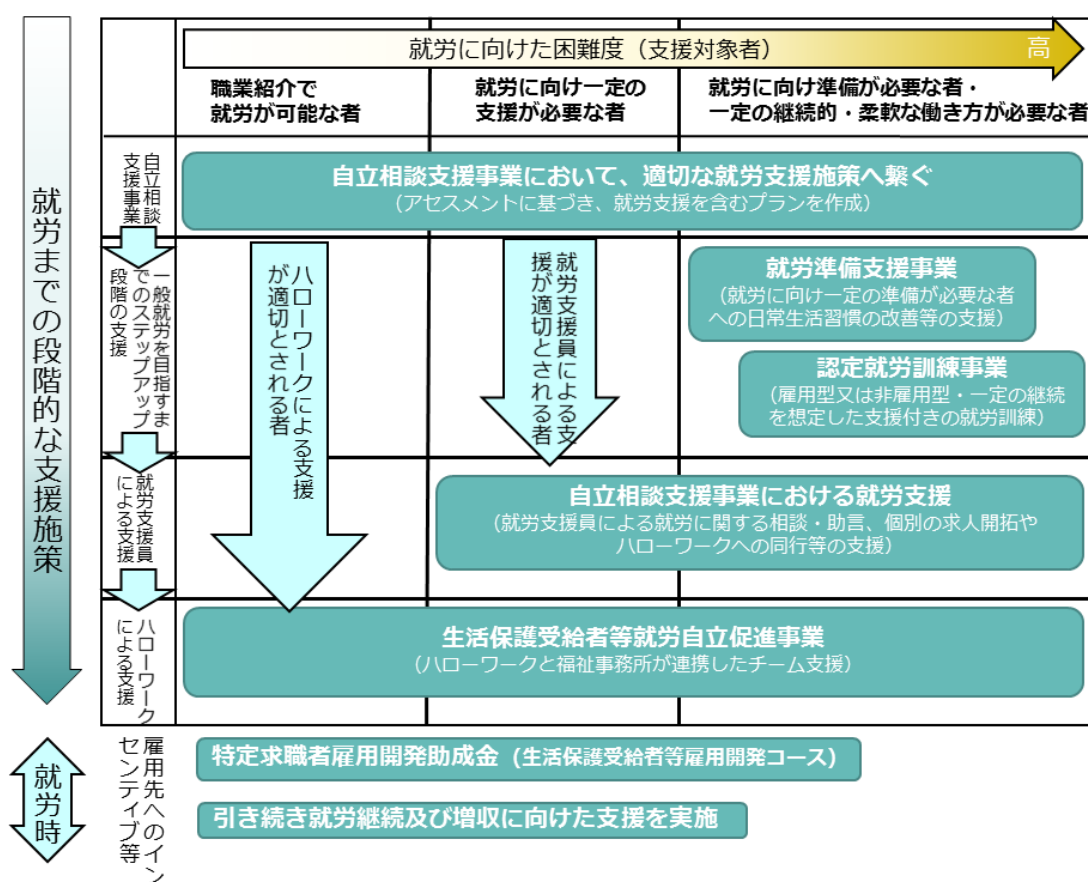
この調査は、全国の福祉事務所設置自治体を対象とした悉皆調査であることが特徴である。また、調査結果は、各自治体の各年度のパネルデータとして取り扱うことができ、欠損値がないことが利点として挙げられる。一方で、このデータを用いて分析を行う上では留意

¹ 生活困窮者自立支援事業には、上記のほかにも「子どもの学習・生活支援事業」があるものの、子どもを主眼とした事業であるため、データに含めていない。一方、生活福祉資金貸付事業は生活困窮者自立支援事業ではないが、生活困窮者自立支援制度との関連が深く、就労や増収に関係すると考えられる事業であるため、データに含めている。以下、単に「各事業」という場合には図表 2 の事業及び生活福祉資金貸付事業を指す。

点もある。まず、今回使用したデータの対象年度は、平成 27 年度から令和元年度までであり、新型コロナウイルスをめぐる状況変化があった令和 2 年度以降はデータに含まれていない。

次に、このデータの特性として、今回の分析のために実験を行って得たデータではなく、日々の事業の営みに基づいて得られたデータであることが挙げられる。福祉事務所に相談に来た個人が各事業による支援の実施対象となるか否かは、ランダムに決まるものではないことに留意が必要である。各事業の目的、利用者の特性には差異があり、各人の状況に応じて必要な人に必要な支援を行うものである。図表 3 に示すとおり、就労に向けた困難度に応じて事業が割り振られることになる。必須事業である自立相談支援事業において適切な就労支援施策へ繋ぐこととなるが、例えば、任意事業である就労準備支援事業は、就労に向け一定の準備が必要な者の日常生活習慣の改善等の支援のために行われる。認定就労訓練事業は、柔軟な働き方が必要な者の支援のために行われる。これらの事業は、事業がなかった場合に就労に繋がりにくいような、いわば困難を抱える個人に対して、より重点的に実施される。

図表 3 生活困窮者に対する就労支援について



さらに、今回使用したデータは福祉事務所設置自治体が最小単位となっているデータである。そのため、個々人の状況まで考慮した分析は行えない。また、分析手法の選択に当たっては、自治体ごとに様々な状況が異なることを計算結果に反映できる方法の検討が必要になる。

なお、今回使用したデータの就労者数や増収者数に関する注意点を述べておく。ある年度の就労者数や増収者数は、当該年度以前に相談を受け付けた者のうちで当該年度に就労又は増収した者の数を表す。分析結果への影響は限定的と考えられるが、平成 26 年度以前にも生活困窮者自立支援制度のモデル事業が実施されており、その際に自治体が相談を受けた者がその後の年度で就労や増収に結び付いた場合にも、就労者数や増収者数に計上されている。

3. 生活困窮者自立支援制度等の各事業の効果に係る分析方法

今回の効果検証においては、固定効果モデルの考え方によって各事業の効果を抑えることとした。各事業の効果検証に適用する際の留意点を検討する。

まず、事業の効果を抑えるためには因果推論の議論に沿って検討をする必要があるが、事業の構造として、対象となる個人が無作為に選ばれていない点に留意が必要である。困難を抱える個人に対してより重点的に事業が実施される構造があるため、介入の効果について最も理想的な因果推論が行えるランダム化比較試験 (randomized controlled trial) を適用することはできない。また、各事業の利用者個人の属性や民間事業者まで細分化されたデータも持ち合わせていないため、例えば、各利用者個人の傾向スコアを用いたマッチング推定法による分析は行えない。

そのため、因果効果を示していないと言われることはあるが、できるだけ因果効果を抑えるように、固定効果モデルを使用することとした。全国の各福祉事務所設置自治体における各年度の事業実績や就労者数等からなるパネルデータを活用して、各自治体という観察個体に固有の、具体的に特定しきれない要素を取り除く。さらに今回は、自治体に固有の状況に加え、年度に固有の状況も制御するため、自治体の固定効果と年度の固定効果の双方の入ったモデルを使用した。一部の事業の実施が自治体の任意であるため、自治体間で任意事業を始めたタイミングが異なるので、差の差分分析のような状況になっている。しかし、直ちに就労が困難な人が多い自治体ほど任意事業を積極的に実施している傾向があるので、その時間的変化があるとしたら、このモデルでも十分に制御できていない可能性がある。

また、通常の回帰分析では、被説明変数と説明変数の時点をそろえることがなされるが、以下の分析では、説明変数を前年度とした複数時点モデルも検討する。今回分析対象とする

事業の特徴として、支援に要する期間に幅があることが挙げられる。例えば、一時生活支援事業は比較的短期間で利用者の生活の質を大きく変化させることから、政策効果は短期間で現れることが期待できると考えられる。一方で、就労準備支援事業は比較的長期間かけて利用者の自立を支援する性質のものであり、支援の期間も1年以上に及ぶ場合もあることから、必ずしも年度内に効果が現れるとは限らないと考えられる。このように、特に就労支援に係る事業においては、政策の効果が現れるまでに時間がかかることが想定されるため、今回の分析においては、図表3で示した就労支援に係る4つの事業（自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び認定就労訓練事業）は当年度のみならず前年度の実施件数も説明変数に追加した分析もあわせて行うこととした²。

以下では、便宜上、前年度の事業件数を含めないモデルを単年度モデル、前年度の事業件数を含め、遅効性を検証したモデルを複数年度モデルと呼ぶことにする。

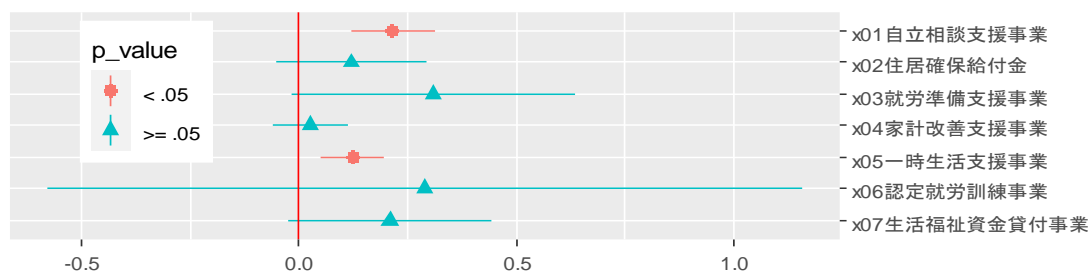
4. 生活困窮者自立支援制度等の各事業の効果に係る分析結果

本節では、就労者数に関する分析と増収者数に関する分析の結果を、それぞれ図表を用いて説明する。各図表では縦軸に各事業、横軸に各事業の政策効果の大きさを取っている。図中の各線分とその中点（丸印又は三角印）は、それぞれ95%信頼区間と政策効果の推定値を示しており、有意水準5%で有意な政策は赤、有意でない政策は青で着色している。有意かどうかは信頼区間が0を含むかどうかでも判断できる。

（就労者数の分析結果）³

まず、図表4が単年度モデルによる就労者数の分析結果である。

図表4 就労者数に関する政策効果（単年度モデル）



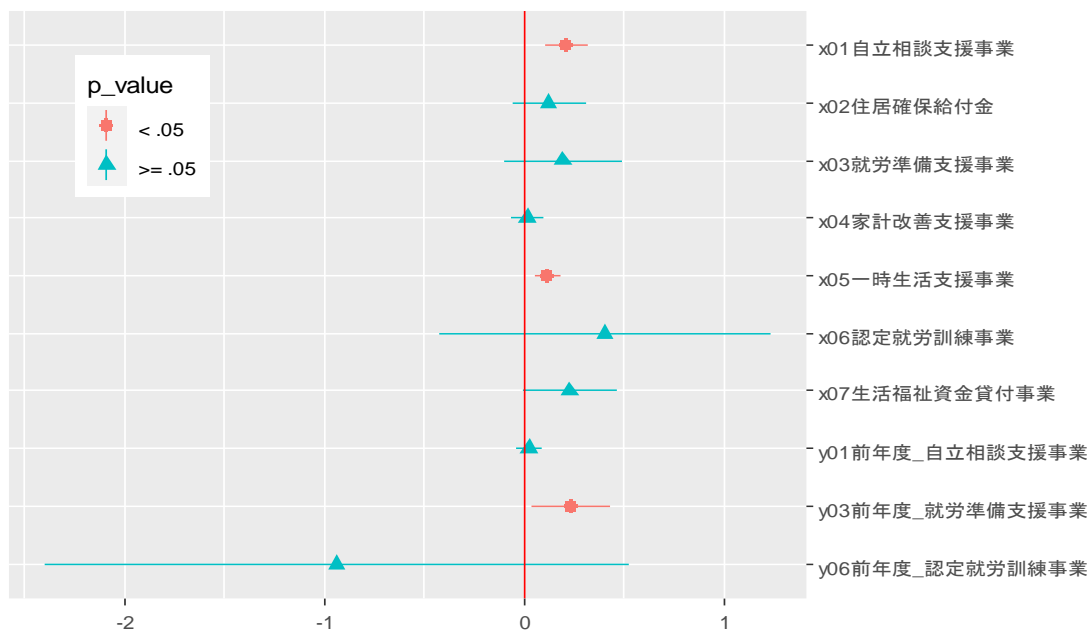
² 分析で考慮している全ての事業の変数を、当年度のみならず前年度も説明変数に追加したモデルも推定したが、就労支援に係る事業以外において多重共線性と思われる、不安定な結果が見られたため、前年度の変数は就労支援に係る事業のみとした。

³ 回帰分析の点推定の結果については補論3を参照のこと。

図表4の結果から、必須事業である x01 自立相談支援事業における就労支援の件数が多いほど就労者が多いという効果が確認できる。また、任意事業である x05 一時生活支援事業について、実施しているほど就労者が多い効果も確認できる。一方で、x03 就労準備支援事業や x06 認定就労訓練事業の政策効果については、単年度モデルからは有意な結果が確認できない。

続いて、複数年度モデルにより遅効性のある事業の効果を検証した結果が図表5である。

図表5 就労者数に関する政策効果（複数年度モデル）



図表5からは、y03 前年度の就労準備支援事業の効果が有意であることが確認できる。すなわち、就労準備支援事業を実施した次年度に就労者数が増加する効果が確認できる。この解釈としては、就労準備支援事業は一般に比較的長期間（6か月～1年）にわたって実施されるものであり、効果が現れるまでに時間がかかっていることが考えられる。また、利用者の属性からも、就労に向けた困難度の高い層に向けた政策であるため、一朝一夕には効果が現れなくても根気強い支援が実を結ぶということが示唆される。

単年度モデルと複数年度モデルの分析結果に共通して、認定就労訓練事業(x06 及び y06)の信頼区間の幅が広いことに留意が必要である。一義的には、この事業の実施件数がまだまだ少ないことが要因と考えられる。加えて、背景として利用者層や民間事業者の実態が多岐にわたることがある。認定就労訓練事業においては、直ちに一般就労することが難しい人のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一

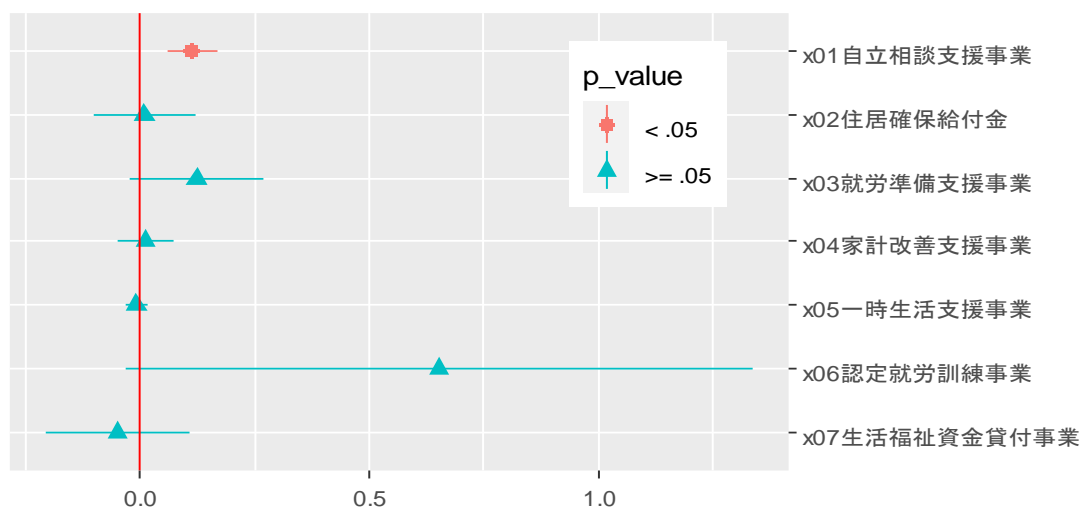
般就労に向けた支援を中・長期的に実施する。こういった中間的就労においては、利用者個人や民間事業者の個別性の高さや、認定就労訓練事業に関わる民間事業者の経験やノウハウの乏しさ等も指摘されている⁴ことから、一口に認定就労訓練事業と言っても、一般就労に結び付きやすいものとそうでないものが混交している現状が示唆される。認定就労訓練事業の効果を高めていくには、利用者個人の属性や民間事業者の状況をより詳細に把握し、きめ細やかな対応を行っていくことが重要になるだろうと想像される。

なお、以上の分析結果において効果が有意であると示されなかった事業についても、各事業の目的や支援の対象者の特性（就労困難度等）は異なることや、さらに時間がかかって効果が表れる可能性があることから、本分析の結果をもって各事業の有効性が否定されるものではないことに留意が必要である。⁵

（増収者数の分析結果）⁶

図表6が単年度モデルによる増収者数の分析結果である。有意水準5%で見ると、必須事業であるx01自立相談支援事業の就労支援の効果があることは確認できる一方で、x02住居確保給付金や、個別の任意事業等の効果については、有意な結果が得られなかった。

図表6 増収者数に関する政策効果（単年度モデル）



⁴ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）

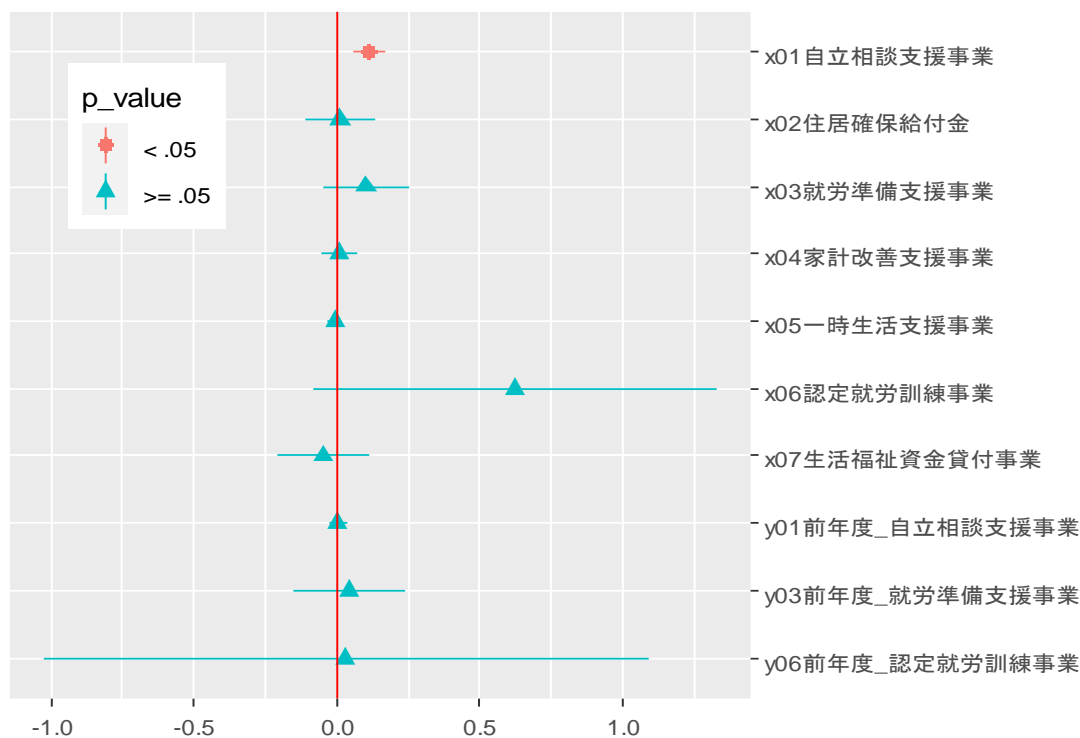
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000188339.pdf p.19

⁵ 例えば、住居確保給付金については、令和元年度の受給者の常用就職率は55.1%という調査結果もある（社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ）。

⁶ 回帰分析の点推定の結果については補論4を参照のこと。

続いて、遅効性のある事業の効果を検証した複数年度モデルによる結果が図表7であるが、単年度分のデータを用いた分析結果と同様であった。

図表7 増収者数に関する政策効果（複数年度モデル）



このように、任意事業がもたらす増収効果については、有意水準5%では明示的には確認されなかった。単年度モデルと複数年度モデルの両方において、x06 認定就労訓練事業の政策効果の推定値は比較的大きなプラスの数値であるものの、10%有意水準にすると統計的に有意であると言えるにすぎない。(補論4を参照)。

5. おわりに

本レポートにおいては、生活困窮者自立支援制度等の各事業が就労や増収に与える効果を検証した。分析の結果、いくつかの事業で就労や増収に有意な結果が得られ、生活保護に至る前の段階の包括的な自立支援策がアウトカムの一つである就労や増収の効果をもたらしており、生活困窮者の自立を支援するといった本来の目的を果たしていることが確認できた。

就労に対しては、必須事業である自立相談支援事業の就労支援の効果が有意であったほか、任意事業である一時生活支援事業の効果も有意であった。また、遅効性のある事業につ

いて検証した複数年度モデルでは、任意事業である就労準備支援事業を実施した翌年度に就労者数の増加が確認できた。そのため、就労支援に係る事業については、効果が表れるまで時間がかかることを踏まえた上で、効果を検証していく必要がある。一方で、増収に対しては、必須事業である自立相談支援事業の就労支援の効果が見られるほかは、住居確保給付金や個別の任意事業については、有意な結果が得られなかった。ただし、支援状況調査における「増収者」には、「一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合」をカウントすることとしており、無業者が就労により増収した場合については、「就労者数」には含まれるが、基本的に「増収者数」には含まれない点に留意が必要である。また、就労困難度の高い人ほど支援の対象になりやすいという事業の構造などを踏まえれば、単純に有意な結果を得られないからといって事業の効果が見られないと断言できない点に留意が必要である。

事業が短期間で効果を実感にもたらすとは限らず、特に、就労準備支援事業については遅効性があることや、認定就労訓練事業については個別性の高い状況にあることも示唆された。これらのことから、我が国における生活困窮をめぐる課題に対しては、生活困窮者個人や民間事業者の実態等も踏まえ、個人個人の状況や気持ちに寄り添った伴走型の支援など、より一層粘り強くきめ細かい対応をとっていくことが重要であると考えられる。

なお、本分析では、就労者数や増収者数に着目して検証を行ったが、生活困窮者自立支援制度の各事業の効果の検討に当たっては、就労には一般就労だけでなく多様な在り方が存在することを踏まえ、就労者数や増収者数だけでなく、本人の自立意欲や社会参加といった定性的な効果についても考慮することが重要である。また、本分析では令和元年度までのデータを用いているため、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は分析結果に反映されていないことに留意が必要である。

補論 1 データの加工方法と集計値

平成 27 年度から令和元年度までの支援状況調査のデータ（※）のうち、全ての年度に含まれている福祉事務所設置自治体を分析対象とした。異なる年度の自治体の紐づけは、データに付されている自治体コードを用いて行った。紐づけの結果、分析対象となった福祉事務所設置自治体数は 901 であった。

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年分のデータを用いているため、サンプルサイズは $901 \times 5 = 4,505$ である。なお、複数年度モデルにおいては、平成 27 年度のデータにおける前年度の各事業の実施件数を 0 件としている。

分析に用いた 901 福祉事務所設置自治体における、各データ項目の集計値は以下のとおりである。

付表 1 各データ項目の集計値（分析に用いた 901 福祉事務所設置自治体分）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立相談支援事業における就労支援（利用件数）	22,437	27,129	28,135	31,082	32,023
住居確保給付金（利用件数）	7,802	6,805	5,539	5,282	5,306
一時生活支援事業（利用件数）	16,460	17,339	17,151	16,641	15,272
家計改善支援事業（利用件数）	5,178	7,664	9,466	11,673	13,980
就労準備支援事業（利用件数）	1,832	2,843	3,140	4,068	4,595
認定就労訓練事業（利用件数）	161	354	389	488	531
生活福祉資金貸付事業（利用件数）	5,651	5,275	4,454	4,223	3,932
就労者数	21,474	25,583	25,311	24,965	25,134
増収者数	6,947	7,199	6,390	9,015	8,630
（参考）新規相談受付件数	226,409	222,358	229,532	237,278	247,803

（※）支援状況調査を行うに当たって、生活困窮者自立支援統計システムにより把握した各福祉事務所設置自治体のデータを含む。

補論2 使用したモデルの詳細

(単年度モデル)

単年度モデルを数式で表現すると、

$$Z_{i,t} = \alpha_i + \lambda_t + \sum_{k=1}^7 \beta_k X_{k,i,t} + u_{i,t}$$

となる。ここで、添字 i, t, k はそれぞれ自治体、年度、事業を表し、 $Z_{i,t}$ は被説明変数（自治体 i の t 年度における就労者数又は増収者数）、 α_i は自治体 i の固定効果、 λ_t は t 年度の固定効果、 β_k は事業 k の効果、 $X_{k,i,t}$ は事業 k の自治体 i の t 年度における実施件数、 $u_{i,t}$ は誤差項を表す⁷。

(複数年度モデル)

事業 $k = 1, 3, 6$ の自治体 i の $t - 1$ 年度における実施件数 $X_{k,i,t-1}$ を便宜上 $Y_{k,i,t}$ と定義し、前年度の事業 k の効果を γ_k と表現することにより、複数年度モデルは

$$Z_{i,t} = \alpha_i + \lambda_t + \sum_{k=1}^7 \beta_k X_{k,i,t} + \sum_{k=1,3,6} \gamma_k Y_{k,i,t} + u_{i,t}$$

という形で表現できる。

(標準誤差の計算方法)

誤差項について自治体による系列相関がみられ、誤差の分散が不均一であるため、自治体内の相関構造を許容したクラスター構造に頑健な標準誤差（cluster robust standard error）を用いて効果を検証している⁸。

⁷ なお、各自治体の各年度の新規相談受付件数を説明変数に加えた分析も行ったが、加えた場合と加えなかった場合とで結果にほとんど差がなかった。これは、新規相談受付件数を明示的な説明変数として加えなくても、おそらく大部分が自治体効果によって説明されているためであると考えられる。

⁸ 今回の分析ではRのestimatrパッケージのlm_robustを用いてStataと同様の計算を行っている。

補論3 就労者数の分析結果の詳細

就労者数を被説明変数とした分析結果は、付表2のとおりである。

付表2 就労者数の分析結果

	単年度モデル	複数年度モデル
x01自立相談支援事業	0.216 *** (0.048)	0.212 *** (0.053)
x02住居確保給付金	0.119 (0.088)	0.125 (0.094)
x03就労準備支援事業	0.307 . (0.166)	0.194 (0.150)
x04家計改善支援事業	0.024 (0.044)	0.016 (0.041)
x05一時生活支援事業	0.123 *** (0.037)	0.117 *** (0.034)
x06認定就労訓練事業	0.288 (0.442)	0.404 (0.421)
x07生活福祉資金貸付事業	0.209 . (0.119)	0.229 . (0.119)
y01前年度_自立相談支援事業		0.025 (0.032)
y03前年度_就労準備支援事業		0.234 * (0.099)
y06前年度_認定就労訓練事業		-0.937 (0.745)
サンプルサイズ	4,505	4,505
決定係数	0.970	0.971
自由度調整済み決定係数	0.963	0.964
se_type (標準誤差の計算方法の種類)	stata	stata

注1) ***: $p < 0.1\%$, **: $p < 1\%$, *: $p < 5\%$, .: $p < 10\%$

注2) ()内の値はクラスター構造に頑健な標準誤差

補論4 増収者数の分析結果の詳細

増収者数を被説明変数とした分析結果は、付表3のとおりである。

付表3 増収者数の分析結果

	単年度モデル	複数年度モデル
x01自立相談支援事業	0.113 *** (0.028)	0.111 *** (0.028)
x02住居確保給付金	0.009 (0.057)	0.011 (0.062)
x03就労準備支援事業	0.123 (0.074)	0.102 (0.076)
x04家計改善支援事業	0.011 (0.031)	0.009 (0.032)
x05一時生活支援事業	-0.009 (0.012)	-0.008 (0.012)
x06認定就労訓練事業	0.653 (0.349)	0.623 (0.359)
x07生活福祉資金貸付事業	-0.051 (0.080)	-0.050 (0.082)
y01前年度_自立相談支援事業		0.002 (0.017)
y03前年度_就労準備支援事業		0.044 (0.098)
y06前年度_認定就労訓練事業		0.030 (0.539)
サンプルサイズ	4,505	4,505
決定係数	0.758	0.759
自由度調整済み決定係数	0.697	0.697
se_type (標準誤差の計算方法の種類)	stata	stata

注1) ***: $p < 0.1\%$, **: $p < 1\%$, *: $p < 5\%$, .: $p < 10\%$

注2) ()内の値はクラスター構造に頑健な標準誤差

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム
(福祉・援護(生活)チーム)

- 高橋 美有 社会・援護局地域福祉課
- 杉浦 章友 年金局総務課
- 大宮 貴司 健康局結核感染症課
- 寺澤 命斗 労働基準局労災管理課労災保険財政数理室
- 小林 郁也 政策統括官付政策統括室
- 佐藤 盛敏 政策統括官付参事官付社会統計室

○：サブチーム長

注：所属部署はレポート公表時点のものであるが、省外に異動している場合は、省内在籍時のものである。